

令和8年度 神戸市グリーン調達等方針

神戸市グリーン調達等推進基本方針（以下「基本方針」という。）第4（1）に基づき、次のとおり、令和8年度 神戸市グリーン調達等方針（以下「調達方針」という。）を定める。

各所属においては、必要性及び必要量を十分検討し、調達総量の抑制に努めるとともに、調達にあたっては、調達の目的に支障がない範囲で、以下のとおり、環境物品等の調達及び環境配慮型契約に努めること。

I 重点物品等の種類【57品目】及び調達目標

重点物品等（重点的に調達を推進する環境物品等）の種類（品目）は以下のとおりの57品目とし、また、その調達目標は100%とする。

調達にあたっては、別紙の判断基準を満たすものとするが、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、調達を実施しようとする品目について判断基準を満たす物品が存在しない場合、又は該当物品を採用することが適切でない場合は、調達目標の算定の対象としないものとする。

1 紙 類【5品目】

（1）品 目

重点物品等の品目	重点物品等の品目
コピー用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー	フォーム用紙 塗工されていない印刷用紙

（2）調達目標の取扱い

トイレットペーパー以外の紙類については、品目ごとに当該年度に調達した総量（A4サイズのコピー用紙に換算した枚数）に占める判断基準を満たす物品の数量（同上）の割合とする。

トイレットペーパーについては、当該年度における調達総量（個）に占める判断基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。

2 文具類【22品目】

（1）品 目

重点物品等の品目	重点物品等の品目
シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン（蛍光ペン） 鉛筆 スタンプ台 朱肉	クラフトテープ カッターナイフ のり（液状）（補充用を含む） のり（固形）（補充用を含む） ファイル（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。） クリアーホルダー

消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） インデックス 付箋紙	クリアーファイル バインダー 事務用封筒（紙製） ごみ箱
---	---------------------------------------

(2) 調達目標の取扱い

品目ごとの当該年度における調達総量（点数）に占める判断基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

3 画像機器等〔7品目〕

(1) 品 目

重点物品等の品目	重点物品等の品目
コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ	プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ

(2) 調達目標の取扱い

品目ごとの当該年度における調達総量（台数。当該年度より新たな物品を対象にリース・レンタル契約をする場合を含む。）に占める判断基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

4 電子計算機等〔2品目〕

(1) 品 目

重点物品等の品目	重点物品等の品目
磁気ディスク装置	ディスプレイ

(2) 調達目標の取扱い

品目ごとの当該年度における調達総量（台数。当該年度より新たな物品を対象にリース・レンタル契約をする場合を含む。）に占める判断基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5 オフィス機器等〔1品目〕

(1) 品 目

重点物品等の品目
シュレッダー

(2) 調達目標の取扱い

品目ごとの当該年度における調達総量（台数。当該年度より新たな物品を対象にリース・レンタル契約をする場合を含む。）に占める判断基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

6 家電製品〔3品目〕

(1) 品 目

重点物品等の品目	重点物品等の品目
電気冷蔵庫 電気冷凍冷蔵庫	電気冷凍庫

(2) 調達目標の取扱い

品目ごとの当該年度における調達総量（台数。当該年度より新たな物品を対象にリース・レンタル契約をする場合を含む。）に占める判断基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7 エアコンディショナー等〔2品目〕

（1）品 目

重点物品等の品目	重点物品等の品目
エアコンディショナー（家庭用）	エアコンディショナー（業務用）

（2）調達目標の取扱い

当該年度における調達総量（台数。当該年度より新たな物品を対象にリース・レンタル契約をする場合を含む。）に占める判断基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8 自動車等〔1品目〕

（1）品 目

重点物品等の品目
公用車(★)

★：神戸市独自品目

（2）調達目標の取扱い

当該年度における調達総量（台数。当該年度より新たな自動車を対象にリース・レンタル契約をする場合を含む。）に占める判断基準を満たす数量（台数）の割合とする。

9 設 備〔1品目〕

（1）品 目

重点物品等の品目
太陽光発電システム

（2）調達目標及びその取扱い

当該年度における設置個所数に占める判断基準を満たす設備の割合とする。

10 災害備蓄用品〔1品目〕

（1）品 目

重点物品等の品目
毛布（災害対策用）

（2）調達目標の取扱い

当該年度における調達総量（枚数）に占める判断基準を満たす数量の割合とする。

11 公共工事〔10品目〕

（1）品 目

重点物品等の品目	重点物品等の品目
再生加熱アスファルト混合物	下水汚泥溶融スラグ混入境界ブロック(★)
鉄鋼スラグ混入路盤材	焼却灰入りアスファルト(★)
再生骨材等	バークたい肥
間伐材	排出ガス対策型建設機械
高炉セメント	低騒音型建設機械

★：神戸市独自品目

(2) 調達目標の取扱い

当該年度における調達総量に占める判断基準を満たす数量の割合とする。

1 2 役務《印刷、飲料自動販売機設置》[2品目]

(1) 品 目

重点物品等の品目	重点物品等の品目
印 刷	飲料自動販売機設置

(2) 調達目標の取扱い

印刷については、当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

飲料自動販売機設置については、当該年度における調達総量（台数。設置許可及び貸付を含む。）に占める判断基準を満たす数量の台数の割合とする。

Ⅱ 重点物品等以外の調達を推進する環境物品等の種類 (230品目)

重点物品等以外の調達を推進する環境物品等の品目は、以下のとおりとする。なお、判断基準は別紙のとおりとするが、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙 類 (2品目)

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
インクジェットカラープリンター用塗工紙	ティッシュペーパー

2 文具類 (63品目)

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
印章セット	丸刃式紙裁断機
印箱	カッティングマット
公印	デスクマット
ゴム印	OHPフィルム
回転ゴム印	絵筆
定規	絵の具
トレー	墨汁
ステープラー針リムーバー	のり (澱粉のり) (補充用を含む)
連射式クリップ (本体)	のり (テープ)
事務用修正具 (テープ)	ファイリング用品
事務用修正具 (液状)	アルバム (台紙を含む)
粘着テープ (布粘着)	つづりひも
両面粘着紙テープ	カードケース
製本テープ	窓付き封筒 (紙製) (★)
ブックスタンド	ノート
ペンスタンド	タックラベル
クリップケース	パンチラベル
はさみ	付箋フィルム
マグネット (玉)	黒板拭き
マグネット (バー)	ホワイトボード用イレーザ
テープカッター	額縁
パンチ (手動)	テープ印字機等用カセット
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	テープ印字機等用テープ
紙めくりクリーム	リサイクルボックス
鉛筆削 (手動)	缶・ボトルつぶし機 (手動)
OAクリーナー (ウェットタイプ)	名札 (机上用)
OAクリーナー (液タイプ)	名札 (衣服取付型・首下げ型)
ダストブロワー	鍵かけ (フックを含む)
レターケース	チョーク
メディアケース	グラウンド用白線
OAフィルター (枠あり)	梱包用バンド
	マウスパッド

3 オフィス家具等（12品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション 個室ブース	コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード ディスプレイスタンド

4 画像機器等（3品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
プロジェクタ インクカートリッジ	トナーカートリッジ

5 電子計算機等（2品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
電子計算機	記録用メディア

6 オフィス機器等（4品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
デジタル印刷機 掛時計	電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池

7 移動電話等（3品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
携帯電話 スマートフォン	PHS

8 家電製品（3品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
テレビジョン受信機 電子レンジ	電気便座

9 エアコンディショナー等（2品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
ガスヒートポンプ式冷暖房機	ストーブ

10 温水器等（4品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器	石油温水機器 ガス調理機器

1 1 照 明（3品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
LED 照明器具 LED を光源とした内照式表示灯	電球形 LED ランプ

1 2 自動車等（3品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
乗用車用タイヤ 2 サイクルエンジン油	バイオガス燃料(★)

★：神戸市独自品目

1 3 消火器（1品目）

重点物品等以外の品目
消火器

1 4 制服・作業服等（4品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
制服 帽子	作業服 靴

1 5 インテリア・寝装寝具（11品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん	ニードルパンチカーペット 毛布（災害対策用を除く） ふとん ベッドフレーム マットレス

1 6 作業手袋（1品目）

重点物品等以外の品目
作業手袋

1 7 その他繊維製品（7品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
集会用テント ブルーシート 防球ネット モップ	旗 のぼり 幕

1 8 設備（11品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
太陽熱利用システム エネルギー管理システム 燃料電池 生ゴミ処理機 節水機器	給水栓 日射調整フィルム テレワーク用ライセンス Web 会議システム 低放射フィルム 地中熱利用システム

19 災害備蓄用品（11品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
災害備蓄用飲料水 アルファ化米 乾パン 保存パン レトルト食品 栄養調整食品	フリーズドライ食品 備蓄用作業服 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源

作業手袋(16)、テント(17)、ブルーシート(17)及び一次電池(6)の4品目は、その他の分野（カッコ内の番号の分野）でカウントしている。

20 公共工事（62品目）

〔資材〕

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
建設汚泥から再生した処理土 土工用水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材 フェロニッケルスラグ骨材 銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 中温化アスファルト混合物 フライアッシュセメント エコセメント 透水性コンクリート 鉄鋼スラグブロック フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料（重防食） 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 高日射反射率塗料 高日射反射率防水 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	断熱サッシ・ドア 製材 集成材 合板 単板積層材 直交集成板 フローリング パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板 木材・プラスチック再生複合材製品 ビニル系床材 断熱材 照明制御システム 変圧器 吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 送風機 ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 洋風便器 再生材料を使用した型枠 合板型枠

LED 道路照明 再生プラスチック製中央分離帯ブロック セラミックタイル	
--	--

〔工法〕

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法	路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法

〔目的物〕

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
排水性舗装 透水性舗装	屋上緑化

２１ 役 務（１７品目）

重点物品等以外の品目	重点物品等以外の品目
省エネルギー診断 自動車専用タイヤ更正 自動車整備 庁舎管理 加煙試験 植栽管理 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理	害虫防除 輸配送 旅客輸送 グリーン配送(★) クリーニング 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務

★：神戸市独自品目

２２ ごみ袋等（１品目）

重点物品等以外の品目
プラスチック製ごみ袋

Ⅲ 環境配慮型契約の種類〔１種類〕

環境配慮型契約の種類は以下のとおり１種類とする。

環境配慮型契約の種類
電気の供給を受ける契約

契約にあたっては、別紙の判断基準を満たすものとする。

Ⅳ その他環境物品等の調達に関する事項

- 1 グリーン調達に関する企画及び進行管理、並びに実績の取りまとめは、関係課の協力を得て、環境局脱炭素推進課が行う。
- 2 重点物品等の調達及び環境配慮型契約の実績は、毎年度、取りまとめ、その概要を公表する。
- 3 神戸市グリーン調達等方針の判断基準に適合する印刷物を作成した場合は、以下の文章を参考に、表示すること。

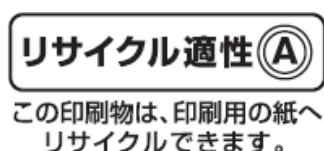
(1) リサイクル適性について

※リサイクル適性の識別表示データは以下のイントラページに掲載

<http://home.intra.city.kobe.lg.jp/19/01/green-purchase/index.html>

◆この印刷物は、神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準を満たす紙を使用しています。

◆リサイクル適性の表示：



印刷物の用途・目的から B、C 及び D ランク of 材料を使用する場合のリサイクル適性の表示方法は次のとおり。

A または B ランクの材料のみ使用	A rectangular label with a black border. At the top, it says 'リサイクル適性 (B)' in bold. Below that, in smaller text, it says 'この印刷物は、板紙へリサイクルできます。' (This printed material can be recycled into board paper).
C または D ランクの材料を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています

(2) 古紙パルプ配合率について

再生紙を使用して印刷物等を作成し、以下の再生紙利用マーク（R マーク）を表示する場合は、「R と古紙配合パルプ配合率を示す数値」と「古紙パルプ配合率〇〇%再生紙を使用」を組み合わせる表示すること。下記表示例のように説明文を記載するのが望ましい。

※マークは 3R 活動推進フォーラムのウェブサイトよりダウンロード可能。

https://3r-forum.jp/activity/r_mark/download/index.html

例) 古紙配合率 100% の場合



この製品は、古紙パルプ配合率100%の再生紙を使用しています。
このマークは、3R活動推進フォーラムが定めた表示方法に則って自主的に表示しています。

- 4 機器類等については、可能な限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 5 不用品や、貸出し可能な物品については、適切に情報交換を行い、廃棄することなく活用に努める。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
- 7 廃棄物等（特に、市から排出される廃棄物等）を原料とした再生品を、その性能、品質、安全性、数量、価格等について考慮の上、可能な範囲で優先的に使用するよう努める。
- 8 調達に係る判断基準が設定されていない物品については、製造事業者の環境保全に係る取組も考慮して、「神戸環境マネジメントシステム（KEMS）」や ISO14001 の認証取得企業が製造した物品を優先的に調達するように努める。
- 9 物品を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身がこの調達方針に準じて、グリーン調達を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、グリーン配送をするよう働きかける。
- 10 文具等については、別添の「文具等購入の手引」を参考にして調達を行うものとする。
- 11 飲料自動販売機の設置について
 - (1) 設置に係る仕様書への記載について

飲料自動販売機の設置にあたって競争入札や見積合わせを行う際は、仕様書に「神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準に適合する飲料自動販売機を設置すること」の旨を記載し、基準に適合する飲料自動販売機が確実に設置されるようにしてください。
 - (2) 設置される飲料自動販売機の仕様確認について
 - ① 飲料自動販売機に係る「神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準」は、国のグリーン購入法の判断基準と同じ内容になっています。

このため、飲料自動販売機設置業者に対して、国のグリーン購入法への適合性が確認できる資料を求めることで「神戸市グリーン調達等方針」への適合性を確認することができます。
 - ② 判断基準への適合性の確認にあたって、分からない点などがありましたら、環境局脱炭素推進課（グリーン購入担当）までお問い合わせください。
 - ③ 清涼飲料自販機協議会のホームページでは、グリーン購入法適合機種を確認す

ることができます。(ただし掲載されている情報は、清涼飲料自販機協議会会員が保有する自販機のためのため、掲載されていない自販機であっても、グリーン購入法適合機種の場合があります。)

■清涼飲料自販機協議会「グリーン購入法適合機種一覧」

<http://www.jsvmc.jp/itiran/index.html>

- 1 2 この調達等方針は、令和8年4月1日から施行する。
- 1 3 重点物品等の調達目標は、施行日以降に調達された物品等に適用する。

文具等購入の手引

1 数量の決定にあたっては

必要性・必要量を十分検討し、調達総量を抑制する。

2 物品の決定にあたっては

①「神戸市グリーン調達等方針」に適合するか否か*を確認し、適合商品の購入に努める。

*文具等については「グリーン購入法」に適合していれば「神戸市グリーン調達等方針」に適合することになります。

*購入予定の物品にグリーン購入法適合商品がない場合は、エコマークなどの環境ラベルが表示されている環境配慮商品をできる限り購入してください。

(確認方法)

- ・カタログで確認する。(グリーン購入法適合商品の多くはその旨記載されています。)

(記載例)

エコロジー商品 I N D E X					
商品 番号	* エコ マーク	エコ 認定 番号	団体 契約 社名	グリーン 購入法 適合	掲 載 ペ ー ジ
0000-0001	●	1000000	(株)××	●	10
0000-0002			(株)△△	●	11
0000-0003	●	2000000	××(株)		12
0000-0004			△△(株)		13

*「エコマーク」は、(財)日本環境協会が基準を設け、メーカーからの申込を受けて審査・認定し、マーク表示しているものです。

「神戸市グリーン調達等方針」は国が定める「グリーン購入法」に基づき策定していますので、まずはグリーン購入法適合かどうか確認してください。

グリーン購入法適合商品がない場合は、エコマークなどの環境ラベルが表示されているか確認してください。

- ・販売店や商品メーカーのホームページで確認する。
- ・販売店や商品メーカーで直接問い合わせる。

②仕様書を定める場合には、「神戸市グリーン調達等方針に適合すること」を仕様を含めるように努める。

3 物品の購入にあたっては

納入事業者にグリーン配送を行うよう働きかける。